

健生食輸発0226第1号
令和6年2月26日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

イタリア産生食用馬肉（内臓を含む。）の取扱いについて

令和5年1月に横浜市において発生した生食用馬肉による腸管出血性大腸菌 026 食中毒事例への対応として、関連が疑われる生食用馬肉の届出がなされた場合は、当室に連絡いただき当該事案との関連の有無を確認してきたところです。

当該食中毒事例の汚染原因及び汚染を生じさせた施設については不明ですが、原料肉のと畜及び処理施設について現地調査を実施し、衛生上問題があったと考えられる工程について改善措置が講じられたことを確認したことから、その実効性を検証する目的で、下記施設で処理された生食用馬肉（内臓を含む。）が輸入届出された場合には、当面の間、貨物保留の上、輸入者に対し腸管出血性大腸菌に係る自主検査を実施するよう指導方お願いします。

記

(CE IT 750 S) NABA CARNI